

宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則103号。以下「規則」という。）第14条第1項第1号及び第4号の規定により知事が指定する漁業

- 1 規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に指定する継続の許可の対象とする漁業
定めない

- 2 規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に指定する承継の許可の対象とする漁業
 - ・ 小型機船底びき網
 - ・ 固定式刺し網漁業
 - ・ 火光利用敷網漁業
 - ・ 機船船びき網漁業
 - ・ すくい網漁業
 - ・ いかつり漁業
 - ・ かじき等流し網漁業
 - ・ いるか突棒漁業